

教育的観点からの

合理的配慮の提供に関するガイド

平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行され、合理的配慮の不提供が禁止されます。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの



目次

本ガイドの活用に当たって	1
学校における合理的配慮の提供と基礎的環境整備	2
合理的配慮の提供の決定までのプロセス	4
合理的配慮の提供に関するQ & A	
Q 1 診断書等がない子どもへの合理的配慮はどう考えたらよいのか -	8
Q 2 合理的配慮において、本人・保護者の意思の表明がない場合は、 どうしたらよいのか	9
Q 3 学校においては、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと 共に学べるようにするために、合理的配慮を提供するのであれば、 特別支援学校における合理的配慮はどう考えたらよいのか	10
Q 4 定期考査や入学試験等における合理的配慮の提供について、どう 考えればよいのか	11
Q 5 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮について、全て 提供しなければならないのか	12
Q 6 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関 する法律」が施行されるが、留意すべきことは何か	13
指導例	
1 学習障がいのAさん(小学6年生)	14
2 注意欠陥多動性障がいのBさん(中学2年生)	16

本ガイドの活用に当たって

このガイドは、特別な教育的ニーズのある子どもたちが、学校において安心して学び、楽しい学校生活を送りながら、持っている能力を最大限に伸ばすことができるようにするための合理的配慮の提供に関する考え方をまとめたものです。

平成26年(2014年)1月20日、日本政府は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。同条約の第24条「教育」では、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、障がい者の権利の実現のために必要なことの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」が示されています。また、第2条「定義」において、「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」とされていることについても十分に認識しておく必要があります。

学校にはどの教室にも、授業に集中して取り組むことが難しい子どもや、基礎的な内容が定着しにくい子どもが見られます。中には、友だちとのトラブルが絶えない子どもや、理由がはっきりと分からないまま不登校になってしまう子どももいます。

このような子どもたちの中には、障がいのある子どもが含まれていることがあります。中でも、小・中学校の通常の学級や高等学校で学んでいる子どもについては、本人の障がいの有無だけが注目され、障がいがあるという理由だけで通常の学級ではなく、特別な教育の場の必要性のみが対応として考えられてしまうことがあります。

しかし、今後、先に述べた条約の理念を踏まえた対応を図るには、学校全体の支援体制や学習・生活指導など様々な観点からそれまでの指導や支援を振り返り、可能な限りほかの子どもたちと共に学ぶことに配慮しながら合理的配慮を検討し、本人・保護者との合意形成を図りながら実践していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、これまで県では、特別支援教育エリアサポート体制強化事業(文部科学省委託事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」)に取り組み、県内の認定こども園、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等及び特別支援学校から合理的配慮の実践事例の収集を行い、その一部を事例集としてまとめました。また、国におきましても、本県を含め全国のモデル地域から報告された実践事例を蓄積し、国立特別支援教育総合研究所においてデータベース化し、インターネットで公開しています。

合理的配慮の実践に当たっては、管理職をはじめ全ての教師が、「障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちと共に学ぶ姿」を追求する姿勢をもつことが大切です。

本ガイドを、今後の合理的配慮の検討に活用していただくとともに、教職員の意識向上をはじめ学校全体の特別支援教育の一層の推進に役立てていただきたいと思います。

平成28年3月

宮崎県教育庁特別支援教育室

学校における合理的配慮の提供と基礎的環境整備

1 学校教育に求められていること

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが最も本質的な視点となります。

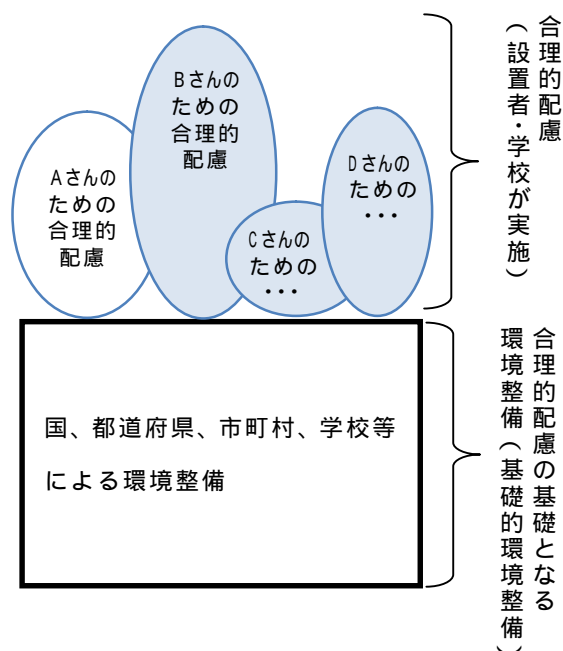
このため、本県では県内のどの地域においても、児童生徒の特性に応じた質の高い指導・支援を一貫して受けられるようにすることを目指して「エリアサポート体制」を構築し、充実を図っています。

エリアサポート体制

県内を7つのエリアに分け、エリア内の関係機関や特別支援学校、拠点校等の機能を生かしながら、エリアの実情に応じて特別支援教育を推進する体制

2 合理的配慮の提供と基礎的環境整備の関係

障がいのある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うこととなります。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼びます。これらを基に、設置者（県または市町村）及び学校が、各学校において、障がいのある子どもに対し、その子どもの状況に応じて、「合理的配慮」を提供することになります。



「基礎的環境整備」と「合理的配慮」について

合理的配慮とは「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされることに留意する必要があります。

さらに、合理的配慮は「個別」、基礎的環境整備は「不特定多数」に提供されるものと定義されています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 平成24年7月23日より引用

「基礎的環境整備」

ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
専門性のある指導体制の確保
個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
教材の確保
施設・設備の整備
専門性のある教員、支援員等の人的配置
個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
交流及び共同学習の推進

「合理的配慮」

<合理的配慮の観点 教育内容・方法>

< - 1 教育内容 >

- 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 1 - 2 学習内容の変更・調整

< - 2 教育方法 >

- 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 2 - 2 学習機会や体験の確保

- 2 - 3 心理面・健康面の配慮

<合理的配慮の観点 支援体制>

- 1 専門性のある指導体制の整備

- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 3 災害時等の支援体制の整備

<合理的配慮の観点 施設・設備>

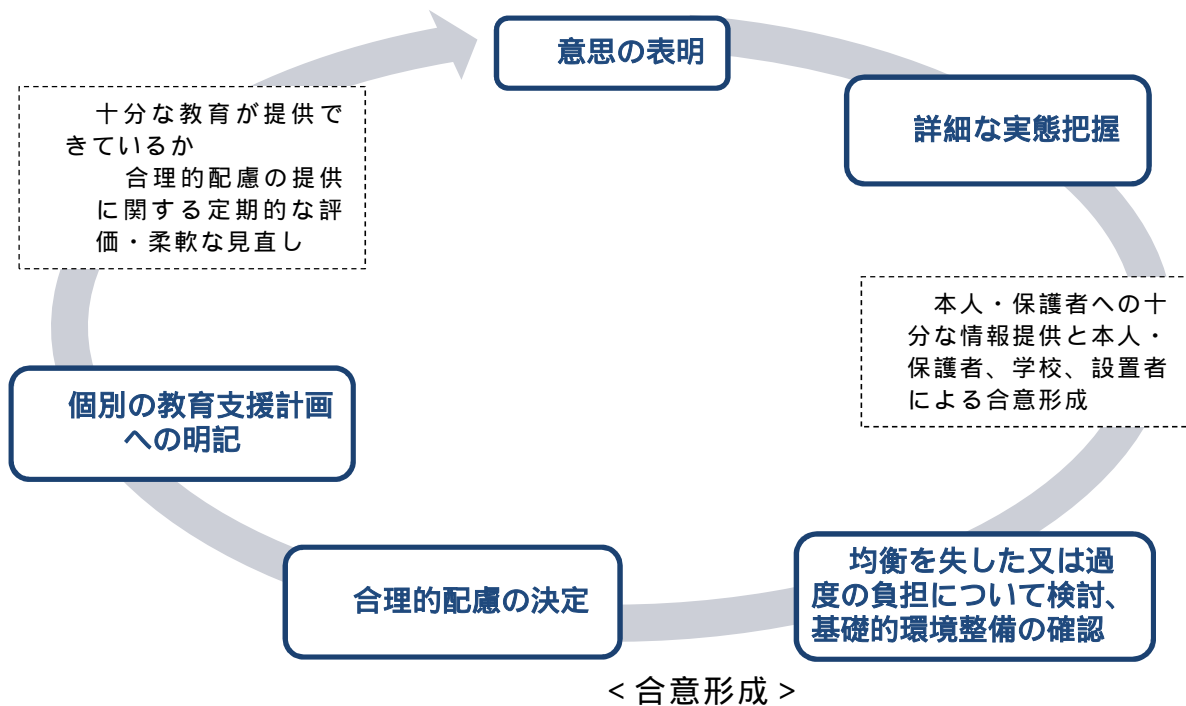
- 1 校内環境のバリアフリー化

- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

II

合理的配慮の提供の決定までのプロセス



各学校において、本人・保護者から合理的配慮に関する「意思の表明」があった場合には、「詳細な実態把握」が必要です。実態把握のためには、本人・保護者との面談や関係者からの聞き取り、本人の学習・生活・周囲とのコミュニケーション面等の状況の観察、必要に応じた客観的な検査の実施等があります。

なお、本人や保護者からの意思の表明が同じであっても、障がいの状態や本人の教育的ニーズ等により提供する合理的配慮が異なることから複数の方法を提示しながら一緒によりよい方法を検討していくことが重要です。

(資料1参照)

次に体制面や財政面等について「均衡を失した過度の負担について検討」や「基礎的環境整備の確認」を行い、「合理的配慮の決定」に向けて様々な提案をしながら合意形成を図り、合理的配慮の提供を決定します。さらに、その内容等を「個別の教育支援計画への明記」することで、支援をつなぐ効果的なツールとしていきます。

(資料2参照)

(資料1) 合理的配慮決定までのプロセス(聴覚障がいの例)

	Aさん(中学1年生)	Bさん(中学1年生)	Cさん(中学1年生)
障がい	聴覚障がい (両耳に補聴器を装用しても通常の話声を理解することが難しい)		
意思表示	本人・保護者から、授業中の教師が話している内容が本人に伝わるようにしてほしいとの要望がある。		
詳細な実態把握	聴力 (右:30dB、左30dB) 補聴器装用時 騒音により、ことばの聞き取りに影響が出る。 音声のみでのことばの聞き取りが難しく、口形を見ながら話の内容を理解している。	聴力 (右:45dB、左45dB) 補聴器装用時 音声のみでのことばの聞き取りが難しく、口形をみても話の内容を理解することが難しい。	聴力 (右:45dB、左45dB) 補聴器装用時 音声のみでのことばの聞き取りが難しく、口形をみても話の内容を理解することが難しい。 教育支援員が隣に居ることを嫌がる。
均衡を失った又は過度の負担について検討	ノートテイクのための教育支援員の配置を検討する。	ノートテイクのための教育支援員の配置を検討する。 ノートテイクの教育支援員を確保する。	パソコン要約筆記のための教育支援員の配置を検討する。 パソコン要約筆記のための支援員を確保する。
基礎的環境整備の確認			パソコンやタブレット型端末など必要となる機器準備及び無線環境の準備を行う。
合理的配慮の決定	教育支援員は配置しない。 座席の位置を中央の前から2番目あたりにする(教師に近く、周囲の生徒の動きが参考となる)。 教室の騒音抑制のために机や椅子にテニスボールを取り付ける。 教師の指示は、周囲の生徒による支援とともに教師が個別に確認する。	教育支援員を配置し、ノートテイクによる支援を行う。 5月中旬頃までは座席の位置を一番後ろとする(他の生徒が教育支援員の存在に慣れるため)。 教育支援員は業間や昼休みは支援を行わない。	教育支援員を配置し、パソコン要約筆記による支援を行う。 パソコン要約筆記が教室後方で入力した情報を生徒の所持しているタブレット型端末に表示させるための無線環境を整える。 教育支援員は業間や昼休みは支援を行わない。

ノートテイク

教師が話している内容(音声情報)を手書き(文字情報へ変換)して生徒に伝える。

パソコン要約筆記

教師が話している内容(音声情報)を入力用パソコンへ入力(文字情報へ変換)し、生徒の手元にあるタブレット等に表示させる。

(資料2) 個別の教育支援計画の例 (資料1 聴覚障がいのBさん)

合理的配慮の観点		提供する合理的配慮	
観点 教育内容 教育内容・方法	-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	ノートテイクのための教育支援員を配置する。 指導者は授業内容や連絡事項を可能な限り板書するなど、文字による情報を増やす。	
	-1-2 学習内容の変更・調整	英語のリスニングは原稿をプリントアウトして渡し、音声に合わせて教育支援員が1文ずつ見せる方法で行う。	
	-2 教育方法	-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
		-2-2 学習機会や体験の確保	
		-2-3 心理面・健康面の配慮	定期的に学級担任や特別支援教育コーディネーターが面談を行う(学期1回以上)。
	観点 支援体制	-1 専門性のある指導体制の整備	特別支援学校の通級指導教室(毎月)や巡回相談(每学期)を利用する。
-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮		本人の障がい及び教育支援員の配置について、Bさんの保護者が同じクラスの保護者に対して学級懇談の際に説明する。	
-3 災害時等の支援体制の整備		避難訓練の際、Bさんの所在を確認する職員を決めておく。	
観点 施設・設備	-1 校内環境のバリアフリー化		
	-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	教室の騒音抑制のために机や椅子にテニスボールを取り付ける。	
	-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮		

1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）より抜粋

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「均衡を失した」又は「過度の」負担について

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。

各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。

その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

2 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針より抜粋

過重な負担の基本的な考え方

事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

費用・負担の程度

事務・事業規模

財政・財務状況

Ⅲ

合理的配慮の提供に関するQ & A

Q 1 診断書等がない子どもへの合理的配慮はどう考えたらよいのか。

A 1

診断書や障がい者手帳等の有無が、合理的配慮の提供に関する判断の基準ではありません。

教育支援資料（文部科学省 平成 25 年 10 月）において、各障がいは以下のように定義されています。

（参考）教育支援資料における各障がいの定義（抜粋）

視覚障がい

視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態

聴覚障がい

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障がい

一般に、同年齢の子どもと比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

病弱とは心身の病気のため弱っている状態。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障がい

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態

情緒障がい

状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態

自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ

言葉の発達の遅れ

興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい

学習障がい

学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学习上、様々な困難に直面している状態

注意欠陥多動性障がい

おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態

Q 2 合理的配慮において、本人・保護者の意思の表明がない場合は、どうしたらよいのか。

A 2

教育の分野においては、教育基本法第4条第2項の規定も踏まえつつ、意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障がいのある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断していくことが重要です。

(参考)

1 教育基本法第4条第2項

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

(平成27年2月24日閣議決定)

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別解消のための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的考え方

意思の表明が困難な障害者、家族介助等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

Q 3 学校においては、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に学べるようにするために、合理的配慮を提供するのであれば、特別支援学校における合理的配慮はどう考えたらよいのか。

A 3

通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要です。

また、特別支援学校においては障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、幼児児童生徒が自らの効果的な合理的配慮について理解し、意思の表明ができるようにしたり、提供している合理的配慮の内容を特別支援学校から進路先へ提供したりするなどの連携を一層充実させる必要があります。

(参考) 障害者差別解消法 (平成25年6月成立、平成28年4月施行)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(第7条第2項)

Q 4 定期考査や入学試験等における合理的配慮について、どう考えればよいのか。

A 4

定期考査や入学試験においては日常的な支援の積み重ねが重要であり、その内容や方法については個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記しながら、実践することが求められます。

また、入学試験については、受験先の学校や関係機関と早めの連携を図ることが重要です。

(参考)

1 特別支援教育の推進について(通知)

19文科初第125号平成19年4月1日初等中等教育局長通知

7 教育活動等を行う際の留意事項

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 平成23年7月23日より引用

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 合理的配慮について

一貫した支援のための留意事項

高等学校については、入学者選抜が行われており、障害の状態等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して、一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要である。

Q 5 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮について、全て提供しなければならないのか。

A 5

合理的配慮は「reasonable accommodation」という英語を訳したものの、直訳すると「理にかなった変更・調整」という意味になります。

従って、本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、理にかなった合理的配慮について検討・決定することが重要です。

(参考) 合理的配慮の提供に関する検討事項例

- ・ 何のために、その合理的配慮を提供するのか。
- ・ 必要とされる合理的配慮は何か。
- ・ 何を優先して提供する必要があるか。
- ・ 体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか。
- ・ 教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか。
- ・ その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか。



検討の結果、理にかなっていなければ、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もある。



引き続き、十分な情報提供を行うとともに、その子どもに十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について、合意形成を図っていくことが重要である。

Q 6 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるが、留意すべきことは何か。

A 6

設置者（県や市町村）や学校においては、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が、法令上義務化されることを踏まえた対応をする必要があります。

（参考）対応例

合理的配慮等に関する正しい理解のための研修の実施
校内体制の整備
本人・保護者への丁寧な情報提供
学校の教育方針等への反映
教育課程編成上の留意事項等への反映
合理的配慮等に関する相談体制（相談窓口も含む）の整備
合理的配慮等の事例の収集や蓄積
各自治体における対応要領の作成 など

（参考）合理的配慮を踏まえた教育活動の展開

合理的配慮の背景、趣旨及び合理的配慮の否定は差別になること等を正しく理解すること。

授業において、新しい概念の合理的配慮を踏まえた授業を行うこと。

従来からの教育資源を最大限工夫し活用すること。

共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること。

指導例

1 学習障がいのAさん（小学6年生）

<実態>

- ・ 読み書きが苦手特にノートテイクに時間がかかる。

個別の教育支援計画

合理的配慮の観点		提供する合理的配慮	
観点 教育内容 教育内容・方法	-1 教育内容	-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	問題内容の理解が容易になるよう教材を工夫したり、図式化したりして、本人に提示する。 授業中の教師の説明等の録音を許可する。 不安や焦燥感を抱かせないよう、毎時間、達成感が得られるような活動を取り入れる。
		-1-2 学習内容の変更・調整	必要に応じて板書する内容を印刷して渡す。 書くことに時間を要するため、試験時間を5分延長する。
	-2 教育方法	-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	板書を転記する時間が十分にとれない時は、タブレット型端末による撮影を認める。
		-2-2 学習機会や体験の確保	
		-2-3 心理面・健康面の配慮	学級担任、通級による指導担当者、特別支援教育コーディネーターなどへいつでも相談できるような体制を整える。 月に1回程度、学級担任と保護者、本人の面談の機会を設ける。
	観点 支援体制	-1 専門性のある指導体制の整備	タブレット型端末の有効活用や自分にとって必要な支援を周囲へ申し出ることができるようになるために週1時間の通級による指導を受ける。
-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮		タブレット型端末の使用の必要性について学級の児童に学級担任が年度初めに説明する。	
-3 災害時等の支援体制の整備			
観点 施設・設備	-1 校内環境のバリアフリー化		
	-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮		
	-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮		

算数科（変わり方を調べて）学習指導案の抜粋

	学習内容及び学習活動	指導上の留意点	Aさんへの合理的配慮の提供	資料・類 問題文
つかむ	<p>1 問題把握</p> <p>ひなたさんが家を出てから14分たってお兄さんが追いかけます。ひなたさんの速さは分速60m、お兄さんの速さは分速200mです。お兄さんは何分後に追いつきますか。</p>	<p>前時の学習を振り返り、表に整理することで変化の決まりを見つけられることを確認する。</p> <p>問題文中の大事な事柄を全員で確認する。</p> <p>題意が把握できたかを確認する。</p>	<p>Aさんへの合理的配慮の提供 題意の把握が容易になるよう一文ずつ段落わけした問題文を提示する。 (-1-1)</p> <p>ひなたさんが家を出てから14分たったとき、お兄さんが、自転車であとを追いかけてきました。ひなたさんの速さは分速60m、お兄さんの速さは分速200mです。お兄さんは何分後にひなたさんに追いつきますか。</p>	問題文
見通す				
調べる	<p>3 自立解決</p> <p>自分で作成した表から変化のきまりを見つける。 2人の間の距離を求めて考える。</p> <p>$60 \times 14 = 840$ $200 - 60 = 140$ $840 \div 140 = 6$ 答え 6分</p>	<p>自力解決が困難な児童には解答に必要な項目のヒントを与える。</p> <p>自力解決ができた児童を確認し、説明の練習をさせる。</p>	<p>解決に必要な項目と数の書き込みのみでよい表¹を印刷して渡す。 (-1-1、 -1-2)</p>	表
まとめる	<p>5 本時のまとめ</p> <p>前時との相違点を確認し、留意点を考える。</p> <p>二人の速さの差を考えて、決まりを見つけるとよい。</p> <p>練習問題を解く 自己評価をする。</p>	<p>前時のまとめを参考にさせる。</p> <p>考えた内容を隣の児童と確認させる。</p>	<p>まとめの内容をタブレット型端末で撮影させる。 (-2-1)</p>	

Aさんに渡した表

完成した表

お兄さんが走った時間	0	1	2	3	4	5	6
ひなたさんが進んだ道のり	840	900	960	1020	1080	1140	1200
お兄さんが進んだ道のり	0	200	400	600	800	1000	1200
2人の間のきょり	840	700	560	420	280	140	0

2 注意欠陥多動性障がい(Bさん)(中学2年生)

<p><実 態></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業に集中して取り組むことが苦手である。 ・ 文字を書くことに時間がかかる。
--

個別の教育支援計画

合理的配慮の観点		提供する合理的配慮	
観 点 教 育 内 容 ・ 方 法	-1 教育 内容	-1-1 学习上又は生活上の困難を 改善・克服するための配慮	各教科において学習活動をパターン化する。 授業の流れを示したものを渡す。 役割を明確にして、グループ活動に参加させる 集中力が低くなっていると判断した場合は、発表のための指名や意図的に席から移動できるような役割を与える。
		-1-2 学習内容の変更・調整	書くことに時間を要するため、プリントは拡大したものを配付する。 家庭学習の課題は、下校時に全体の量を担任が把握し、生徒と話し合いながら量を調整する。
	-2 教育 方法	-2-1 情報・コミュニケーション 及び教材の配慮	板書を転記する時間が十分にとれない時は、タブレット型端末による撮影を認める。
		-2-2 学習機会や体験の確保	
		-2-3 心理面・健康面の配慮	本人・保護者と学級担任で月に1回程度の懇談をもち、必要に応じて教科担任、部顧問なども参加できるような体制づくりを行う。
	観 点 支 援 体 制	-1 専門性のある指導体制の整備	ソーシャルスキルトレーニングや自分にとって必要な支援を周囲へ申し出ることができるようになるために週1時間の通級による指導を受ける。
-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮		通級指導教室との連携により、本人が得意なこと、苦手なことを周囲の生徒に伝える。	
-3 災害時等の支援体制の整備			
観 点 施 設 ・ 設 備	-1 校内環境のバリアフリー化		
	-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮		
	-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮		

理科（力による現象）学習指導案の抜粋

	学習内容及び学習活動	指導上の留意点	Bさんへの合理的配慮の提供	資料・備
導入	1 前時の振り返り	スライドで深さと水の力の関係を振り返る。 前時に学習した内容を動画で見せる。 本時の学習活動の流れを口頭で伝える。	本時の学習活動の流れのプリントを渡す。 (-1-1)	PC テレビ
展開	2 学習課題を確認 物体を沈める深さを変えても浮力が変化しないのはなぜだろうか。	モニターに注目し、学習課題を音読させることによって、内容の理解を促す。		
	3 予想 ・ 考えた内容をワークシートに記入する。	まず個人で考えさせ、その後ペア、グループで意見交換する時間を確保する。	グループで意見交換する際、進行などの役割を明確にして話合いに参加させる。 (-1-2)	ワークシート
	4 実験	使用する器具の名称や用途を確認しながら実験を行うことを確認する。	道具の名称を読み上げる担当とする。 (-1-2)	
	5 結果の考察 ・ 実験結果をワークシートに記入する。 ・ 結果を考察し、図や文章でまとめる。 ・ 班の考察を発表する。	気づいたことなど適宜メモに取らせる。 グループの他の生徒が気付いた内容について、ワークシートを交換して確認させる。-	拡大したワークシートを渡す。 (-1-2) 他の生徒のワークシートをタブレット型端末により撮影させる。 (-2-1)	
まとめる	6 まとめ 物体を沈める深さを変えても、物体の上面と下面に水が及ぼす力の差が一定なので、浮力は一定である。	板書を転記させた後、音読して確認させる。	タブレット型端末により撮影させる。 (-2-1)	

(参考)

宮崎県教育委員会が作成した実践事例集



独立行政法人国立特別支援教育研究所
インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)
<http://inclusive.nise.go.jp/>
全国から収集された実践事例が掲載されています。

教育的観点からの合理的配慮に関するガイド

平成28年3月発行

宮崎県教育庁特別支援教育室

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7783

FAX 0985-26-7314

